

番号	
項目	<p>当マンションの学校区について、栄小学校ではなく、日本橋小中一貫校への変更をご検討いただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>敷津小学校については小規模化が著しく、早急に教育環境を改善する必要があることから、栄小学校、大國小学校及び敷津小学校を統合する学校再編整備計画（難波中学校区及び木津中学校区における学校再編整備計画）を策定（令和7年8月）し、現在、統合に向けた検討を進めているところです。</p> <p>児童の通学距離に関しては、「大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則」において定めがあり、「学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、小学校においては2キロメートル以内…とする。」とされており、上記計画においても原則どおり2キロメートル以内となるよう計画しています。</p> <p>一方、これまで行ってきた住民説明会等では、統合後の小学校への通学距離が長くなることに対して不安の声が寄せられ、大國小学校及び敷津小学校の保護者の方々からも「統合時に統合後の通学区域の小学校ではなく、自宅からより近い学校へ変更することはできないか」というご意見もいただいています。</p> <p>浪速区では学校選択制を導入しており、小学校・中学校に入学する際の1回のみ、通学区域外の学校への入学を希望することができます。したがって、自宅から近い学校に就学を希望される場合は、基本的には学校選択制を活用していただきたいと考えています。</p> <p>また、基本的には統合後の校区の学校に就学するとしつつ、統合後の学校までの通学距離よりも、浪速小学校までの通学距離が短い方については、統合年度に限り浪速小学校を選択することができる指定校変更の要件を新たに設けました。</p> <p>なお、通学区域そのものを日本橋小中一貫校の通学区域へ変更することは、現時点では困難であると考えており、上記の学校選択制等の範囲内でご検討くださいますようお願いいたします。</p> <p>統合後の通学路の安全対策については、今後開催する「学校適正配置検討会議」において、保護者や地域の皆様からご意見を頂戴し、しっかりと対策を行ってまいります。</p>	
担当	浪速区役所 市民協働課(教育・学習支援) 電話：(06-6647-9743)